

東京都水道局金町浄水場常用発電PFIモデル事業

二次提案募集要項

平成11年6月

東京都水道局

目次

1	二次提案募集要項の定義	1頁
2	応募の手続等	1頁
	(1) 応募日程	
	(2) 応募者の資格	
	(3) 応募の条件	
	(4) 応募の手続	
3	提出書類	3頁
	(1) 二次提案書提出届	
	(2) 技術提案書	
	(3) 事業計画提案書	
	(4) 関心表明書	
	(5) 提出書類の大きさ、とじ方等	
4	提案に関する条件	4頁
	(1) 技術提案に関する条件	
	(2) 事業計画提案に関する条件	
5	事業経費の積算方法	7頁
	(1) 基本料金及び従量料金の算出方法	
	(2) 事業経費の算出	
6	二次審査	10頁
	(1) 条件審査	
	(2) 価格審査	
	(3) 同額の場合の取扱い	

1 二次提案募集要項の定義

この要項は、東京都水道局金町浄水場常用発電PFIモデル事業に係る二次提案のための募集要項です。

事業の内容及び募集の趣旨については、事業者公開募集要項と同様ですが、提案に関する条件について一部追加及び変更があるので、応募者は、この要項の内容を踏まえて、二次提案書を提出してください。

添付した電力及び蒸気売買契約条件規定書は、この要項と一体のものとし、契約条件を十分検討した上で提案するようお願いします。

なお、この要項の規定と一次審査の際の事業者公開募集要項（事業者公開募集質問回答書及び資料集を含む。以下「一次募集要項」という。）とに違いがある場合は、この要項の規定が優先するものとします。また、この要項に記載のない事項については、一次募集要項によるものとします。

2 応募の手続等

(1) 応募日程

二次提案募集要項及び資料配布	平成11年6月16日(水)
現場見学会及び質問受付	平成11年6月23日(水)
質問への回答	平成11年6月30日(水)
二次提案書受付	平成11年7月15日(木)
二次審査結果通知(事業予定者選定)	平成11年7月中

注 都合により、日程を変更する場合があります。

(2) 応募者の資格

応募の資格を有する者は、一次審査合格者です。

(3) 応募の条件

一次募集要項 5 応募の条件(6ページ)の規定を準用します。この場合、「一次提案書受付時」とあるのは「二次提案書受付時」と読み替えます。

(4) 応募の手続

ア 現場見学会

二次提案書受付の前に、事業場所での現場見学会を次のとおり行います。

なお、現場見学会への出席は、事前に東京都水道局へ申出をした者(6名以内)に限ります。また、グループの構成員以外の出席はできません。

(イ) 日時

平成11年6月23日(水) 午前9時30分から午前11時30分まで

(ロ) 場所

東京都葛飾区金町浄水場1番1号 金町浄水場内
金町浄水管理事務所別館2階会議室

イ 質問の受付及び回答

この要項に関する質問の受付及び回答は、次により行います。

(イ) 質問の受付

質問の内容を質問書(様式Ⅱ-5)に簡潔にまとめ、現場見学会当日に提出してください。

これ以外の方法(電話、口頭等)はご遠慮ください。

(ロ) 質問に対する回答

次の日時及び場所において回答書を配布します。

a 日時

平成11年6月30日(水)

午前9時30分から午前11時30分まで及び午後1時から午後4時まで

b 場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎13階 13A会議室

ウ 二次提案書の提出

応募者は、次により二次提案書及び必要書類を提出してください。

(イ) 日時

平成11年7月15日(木) 午前10時(時間厳守)

(ロ) 場所

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
東京都庁第二本庁舎13階 13A会議室

エ 二次審査の結果通知

二次審査の結果は、グループの代表者に文書で通知します。

3 提出書類

応募者は、次の二次提案の必要書類を、それぞれに掲げる様式により提出してください。
提出に当たっては、この要項で提示する提案に関する条件及び事業経費の積算方法に従ってください。

なお、提出する図面（(2)ア、イ、オ及びカ）については、一次提案時の図面を基に、変更した箇所を朱書きしてください。

(1) 二次提案書提出届 1部 (様式Ⅱ-1)

(2) 技術提案書 25部

- ア システムフロー図 (A3判)
- イ 単線結線図 (A3判)
- ウ 機器仕様表 (様式Ⅱ-2-1)
- エ 機器重量表 (様式Ⅱ-2-2)
- オ 供給設備等配置平面図及び立面図 (A3判)
- カ 非常用燃料タンク配置平面図及び立面図 (A3判)
- キ 電力及び蒸気供給計画 (様式Ⅱ-2-3)
- ク 特別高圧契約電力及び自家発補給電力B契約 (様式Ⅱ-2-4)
- ケ 省エネルギー性 (様式Ⅱ-2-5)
- コ 環境保全性 (様式Ⅱ-2-6)
- サ 上記様式以外の一次提案内容の変更 (様式随意)

注 平面図及び立面図については、資料4-1から4-4までを参考にすること。

(3) 事業計画提案書 正本1部 副本24部

- ア 事業経費積算書 (様式Ⅱ-3-1)
- イ 事業経費積算内訳書 (様式Ⅱ-3-2)
- ウ 事業収支計画表 (様式Ⅱ-3-3)
- エ 固定費用算出表 (様式Ⅱ-3-4)
- オ 基本料金及び従量料金計算書 (様式Ⅱ-3-5)
- カ 東京電力株式会社からの電力購入計算書 (様式Ⅱ-3-6)

(4) 関心表明書 1部 (様式Ⅱ-4)

(5) 提出書類の大きさ、とじ方等

一次募集要項6(3)ウ 提出書類の規定(7ページ)に準じること。

なお、事業計画提案書の正本1部については、袋とじにした上、契印を押すこと。

また、正本及び副本は、一部づつ封筒に入れ、封印すること。

4 提案に関する条件

本事業の提案に際して、次の条件を満たすことが必要となります。

なお、この要項に記載のない事項は、一次募集要項によるものとします。

(1) 技術提案に関する条件

ア 電力及び蒸気の供給並びに設備に関する条件

(7) 電力供給計画

電力の供給計画は、一次提案書と同様、応募者が作成すること。

なお、東京都水道局が、浄水場内の既設大型ポンプ(2,200kW)を緊急停止させた場合においても、発電機が単独運転にならないこと。

(8) 蒸気供給計画

一次提案では、蒸気の供給計画は、応募者の考えによることとしていたが、二次提案書作成に当たっては、資料1に示す必要熱量に従い、供給計画を作成すること。

(9) 脱硝装置

事業者は、脱硝装置を設置し、NO_x排出濃度を、平常時の運転時において50ppm以下(O₂=0%)に保てるように設定すること。

(10) 発電機の無効電力及び力率

浄水場内特高(140kV)受電点における無効電力の実績値(資料2)を基に、発電機から供給する無効電力及び発電機の力率を算出すること。

(11) 既契約電力の削減

設備設置に伴い変更する契約電力は、東京電力株式会社との現行の契約電力(23,000kW)から事業者の設置する発電設備の平常時における能力を差し引いたものとする。

イ 建築等に関する条件

(7) 設備の耐震性

事業場所に設置する設備の設計水平震度は0.6G以上とすること。

(8) 基礎

スラブから直接立ち上げる基礎は、仕上げ面から500mm以上の高さにする。これ以外の基礎は、防水押さえコンクリート(t=150mm、D13@200シングル)上に、事業者が設置すること(資料3参照)。

なお、架台は、排水処理所建屋に対して局所的に大きな荷重が掛からない形状にすること。

(2) 事業計画提案に関する条件

ア 事業場所に関する条件

(7) 東京都水道局の経費により整備するもの

次の事業場所及びその関連設備は、東京都水道局の経費により整備し、契約の履行場所として指定する（資料4-1から4-4まで参照）。

- a 排水処理所建屋屋上
- b 運転管理に必要な便所、洗面所、シャワー室等の諸設備
- c 事業場所を区画するフェンス
- d 排水処理所の防音壁
- e 階段及び出入口扉
- f 資材置場等の建設用地
- g 非常用燃料地下タンク室
- h 既設の煙突本体（履行場所として指定する必要がある場合に限る。）
- i 各種配管及び配線

(i) 事業者が負担する経費

次の経費は事業者が負担する。

- a 非常用燃料タンクから発電設備までの配管に要する経費
- b 煙道を既設煙突に接続するための経費（煙突を履行場所として指定した場合に限る。）

(9) 耐震診断

耐震診断は、二次審査後、事業予定者の設備計画の内容を前提条件として、東京都水道局の経費により行う。耐震診断の結果、建屋の補強工事が必要となる場合は、東京都水道局の経費により行う。

イ 給排水等に関する条件

(7) 原料水

東京都水道局が提供する原料水は有償とし、原料水の代価は、東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号）第23条、第23条の2第1項及び第23条の3第1項の規定に準じて給水管の呼び径を75ミリメートルとして算出した額とする。

(i) 事業者へ返送する凝縮水の熱量の扱い

事業者が東京都水道局に対して供給する蒸気の熱量は、蒸気熱量から凝縮水熱量を控除したものとする。事業者は、事業者の負担により、蒸気熱量、凝縮水熱量及びこれらの差を演算するための装置を設置する（資料5参照）。

(9) 排水に関する条件

事業者の排水（設備の工事に係るものを含む。）は、事業者の責任において公共下水道に排除すること。

事業者は、東京都下水道条例（昭和34年東京都条例第89号）の規定に従い、東京都下水道局に公共下水道使用届を提出した上、これに係る下水道料金を支払うこと。

(x) 工事用電力及び浄水

事業者は、発電設備等の建設に当たり必要となる工事用電力及び浄水を履行場所において使用することができる。この場合において事業者が負担する経費は、電力については、12.9円に使用量（kW/時）を乗じて得た額とし、浄水については、415円/㎡に使用水量を乗じて得た額とする。

ウ その他の条件

(7) 試運転により生じた電力及び蒸気の引き取り

試運転期間中の発生電力及び蒸気については、東京都水道局が無償で引き取る。

(i) 契約保証金

契約保証金の納付は必要ないものとする。

(9) 都市ガスモデル単価

事業経費の積算に当たっては、東京都水道局が指定する単価を使用すること。

(x) 自家発補給電力B契約

自家発補給電力B契約の基本料金については、東京都水道局が負担する。事業期間中に東京都水道局の責によらない事由により、自家発補給電力を使用した場合の電力料金（基本料金の増額分を含む。）については、事業者が負担する。

なお、自家発補給電力を使用する場合は、定期点検時等が考えられる。

(a) 消費税の取扱い

事業経費の積算に当たっては、収入及び支出のすべてにおいて消費税を算入しないこと。

(b) 補助金の取扱い

補助金については、事業経費の積算の際、費用計算に含めないものとする。

補助金が交付されることとなった場合は、基本料金の算定対象とした固定費から、交付額（補助金に対する法人所得税等の税支出及び補助金交付申請に係る事務経費に相当する額を除く。）を減額して、料金の再設定を行うものとする。

5 事業経費の積算方法

事業経費の積算は、次の方法により行ってください。

(1) 基本料金及び従量料金の算出方法

ア 基本料金

基本料金は、各事業年度の事業者のエスカレーション率反映後の固定費用の額に相当する。「基本料金及び従量料金計算書」（様式Ⅱ-3-5）に従い、次により算出すること。

(7) 固定費用の算出

事業者のエスカレーション率反映前の固定費用を「固定費用算出表」（様式Ⅱ-3-4）に基づいて算出すること。固定費用は次の要素から成るものとする。ただし、補助金については、費用計算に含めないものとする。

- a 資本費 減価償却費
財務費用（支払金利）
税金（固定資産税）
- b 運転維持費 定期点検費
労務費
修繕費
委託作業費
保険料
その他費用

その他費用については、「基本料金及び従量料金計算書」（様式Ⅱ-3-5）の運転維持費欄に費用項目名を記入した上、金額を記入すること。この場合、当該費用にエスカレーション補正が必要でないときは運転維持費（エスカレーションなし）欄、エスカレーション補正が必要なときは運転維持費（エスカレーションあり）欄に記入すること。

なお、原材料費（燃料費、薬品代等）、期待利益等は変動費とする。

(i) エスカレーション補正

運転維持費のうち、定期点検費、労務費、修繕費及び委託作業費についてエスカレーション補正すること。実際の料金改定において適用するエスカレーション率は、定期点検費、労務費及び委託作業費については「毎月勤労統計（労働省）」、修繕費については「国内卸売物価指数」によるが、二次提案における各項目のエスカレーション率は0.5%とすること。事業者が記入したエスカレーション補正が必要なその他費用についても同様とする。

(9) 基本料金合計

エスカレーション補正後の各事業年度ごとの固定費用の額を、当該事業年度の電力基本料金及び蒸気基本料金の合計額とする。

(2) 電力と蒸気との配分

各事業年度の基本料金合計額を平成15年度の電力と蒸気との従量料金見込額の比率により配分し、これを当該年度の電力、蒸気のそれぞれの基本料金とすること。

- a 電力基本料金 = 基本料金合計額 × (平成15年度の電力従量料金見込額 / 平成15年度の従量料金見込額の合計)
- b 蒸気基本料金 = 基本料金合計額 × (平成15年度の蒸気従量料金見込額 / 平成15年度の従量料金見込額の合計)

イ 従量料金

従量料金は、事業者が提案する電力及び蒸気供給計画で示される発電量及び蒸気供給量に、事業者が提案する電力及び蒸気従量料金単価を乗じて算出する。「基本料金及び従量料金計算書」（様式Ⅱ-3-5）に従い、次の方法により算出すること。

(7) 発電量及び蒸気供給量

電力については、事業者が提案する電力供給計画の発電量とすること。

蒸気については、資料1に示す必要熱量とすること。

(i) 従量料金単価

事業者が電力従量料金単価及び蒸気従量料金単価を設定すること。

(9) 合計

電力及び蒸気それぞれについて、発電量及び蒸気供給量に従量料金単価を乗じた額を各事業年度の電力従量料金及び蒸気従量料金とすること。

ウ 料金の変更等

二次提案では、水道料金、都市ガス料金及び下水道料金の改定を経費積算上考慮しないこと。同一の従量料金単価を、全事業期間にわたって適用するものとする。

(2) 事業経費の算出

事業経費は、「事業経費積算内訳書」（様式Ⅱ-3-2）に従い、次の方法により算出すること。

ア 事業者からの電力購入料金及び蒸気購入料金（「事業者からの購入料金」の項）

この項目には、事業者が供給する電力及び蒸気を購入する対価として東京都が支払う金額（基本料金と従量料金の合計額）を計上すること。「基本料金及び従量料金計算書」（様式Ⅱ-3-5）に記入した金額を転記すること。

イ 東京電力株式会社からの電力購入料金（「東京電力からの購入料金」の項）

この項目には、東京都が東京電力株式会社から電力を購入する対価として東京都が支払う金額を計上すること。「東京電力株式会社からの電力購入料金計算書」（様式Ⅱ-3-6）に従って算出した金額を転記すること。

この料金の額は、事業者の提案する発電パターンに対応して決定される東京電力株式会社からの購入量に電力購入単価を乗じて算出すること。

また、この料金にはエスカレーション補正は適用せずに、現在の東京電力株式会社の料金体系を事業期間（20年）すべてにわたって用いること。

ウ 既設の煙突の整備に係る費用（「煙突整備費」の項）

この項目には、既設の煙突を履行場所として指定することを提案する場合について、東京都が整備する煙突の耐震工事等に要する経費を計上すること。この場合において、建設期間が該当する年次の欄に500万円と記入すること。

既設煙突によらず、煙突の新設を提案する場合は記入不要とする。この場合、新設に係る費用を設備投資額に算入すること。

エ 自家発補給電力B契約の基本料金（「自家発補給電力基本料金」の項）

この項目には、事業期間中にわたって東京都が負担する、自家発補給電力B契約の基本料金（補給を受けない場合）を計上すること。基本料金の額は次のとおり算出する。

自家発補給電力B基本料金（月額）

$$= \text{自家発補給電力量} \times \text{特高基本料金} \times 1.1 \times 0.2 \times \text{力率割引}$$

$$= \text{提案値 (kW)} \times 1,500 \text{ (円/kW)} \times 1.1 \times 0.2 \times 0.86$$

また、この料金にはエスカレーション補正は適用せずに、現在の自家発補給電力B契約の料金体系を事業期間（20年）すべてにわたって用いること。

定期点検等で補給を受けた場合の、電力量料金と基本料金増額分は、事業者の経費として「事業収支計画表」及び「基本料金及び従量料金計算書」の該当欄に算入すること。

オ 現在価値への割引及び各年度の現在価値の合計

アからエまでにより算出した金額の合計から事業者が支払う原料水の代価を差し引いた額に、割引率を4%として算出した複利現価係数を乗じて、各年度の東京都の支払う費用の現在価値を算出し、各年度の現在価値を合計した金額を、事業経費の合計額とすること。

(3) 事業経費積算書の作成

事業経費積算書に記入する金額は、5(2)オで算出した事業経費合計額の1千万円未満を切り捨てた額とすること。

6 二次審査

(1) 条件審査

価格審査の前提条件として、二次提案の内容が、東京都が示した条件を満たしているか審査します。具体的な審査内容は次のとおりです。

ア 一次提案との同一性

(7) 事業計画提案書

二次提案募集要項で示した条件の範囲内で変更を可能とする。ただし、これ以外に変更する場合は、応募者が経済性があると判断したものに限る。

(4) 技術提案書

内容変更箇所が次の部分に限られていること。また、変更箇所がこの要項で提示した条件を満たしていること。

システムフロー図及び単線結線図	脱硝装置設置に係る変更
機器仕様表	設計力率及び脱硝装置設置に係る変更
機器重量表	基礎及び脱硝装置設置に係る変更
供給設備等配置平面図及び立面図	脱硝装置設置に係る変更及び付帯機器の詳細設計に係る変更
非常用燃料タンク配置平面図及び立面図	地下構造物内に収容するための詳細設計に係る変更
電力及び蒸気供給計画	蒸気量の提示による変更
自家発補給電力B契約の電力	蒸気量の提示による変更及び既契約電力に係る変更
省エネルギー性	蒸気量の提示による変更
環境保全性	脱硝装置設置に係る変更及び蒸気量の提示による変更
上記様式以外の一次提案内容の変更	上記に関する事項に係る変更

イ 事業計画の現実性

事業経費の積算根拠に現実性があるか、総合的に審査する。審査に当たり、事実の確認が必要と判断された場合は、応募者に対し個別に質疑を行うこともある。質疑の有無にかかわらず、提案内容の変更は認めない。

(2) 価格審査

条件審査における条件を満たしているもののうち、5(3)の事業経費の額が最小となる提案をした者を事業予定者として選定します。

(3) 同額の場合の取扱い

価格審査の結果、事業経費が最小となる同額の提案が複数あった場合、くじ引きにより事業予定者を決定します。なお、くじ引きを辞退することはできません。